

再審議の結果に関する報告に基づく懲戒処分の決定について

平成 29 年 8 月 1 日付の懲戒処分に関する不服申立てについて、再審議委員会にて審議が行われましたが、同年 10 月 19 日に同委員会から再審議の結果に関する報告があり、この報告に基づき懲戒処分を決定しました。

1 処分内容等

(1) 処分内容

原処分内容	再審議の結果に関する報告に基づき決定された処分内容
停職 3 か月	停職 2 か月

(2) 通知日

平成 29 年 10 月 23 日

【原処分の概要：平成 29 年 8 月 1 日公表】

所 属	国際総合科学群
被処分者	教授 50 歳代
処 分 日	平成 29 年 8 月 1 日
処分内容	停職 3 か月
概 要	<p>平成 28 年 12 月に当該教員の言動について、学生からハラスメント防止委員会に対し、被害申立てがありました。同委員会は、調査委員会を設置し、事実確認並びに審議をした結果、本年 3 月に当該教員の言動をハラスメント(アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント)として認定しました。これを受け、懲戒審査委員会で懲戒処分の必要性、内容・程度等を審議し、上記処分を決定したものです。</p> <p>なお、当該教員には、以前にも同様の被害申立てがありましたが、ハラスメントと認定はされず、当該教員の言動についてはハラスメント防止委員会委員長(副学長)が指導を行いました。</p>

連絡先

横浜市立大学企画総務部人事課 Tel 045-787-2006